

新型コロナウイルス感染症への対応について（改定版）

このことにつきましては、令和3年1月28日付で既にお知らせしておりますが、新型コロナウイルス退院基準・解除基準の改定に伴い、改定版をお配りいたします。ご確認とご協力をお願いいたします。

記

1 登校について

※ 以下の場合は、登校できません。医療機関や保健所の指示に従ってください。

- 児童生徒本人が感染した場合
- 児童生徒本人が濃厚接触者又は接触者となった場合
- 同居家族が感染した場合
- 同居家族が濃厚接触者となった場合
- 本人の発熱や同居家族の風邪症状等の場合
 - * 接触者とは濃厚接触者ではないが、保健所からPCR検査を指示された者のこと

2 新型コロナウイルス感染への対応について

詳細については保健所の指示に従ってください。（原則として以下の対応とします）

事 例		対 応
①	児童生徒本人が新型コロナウイルスに <u>感染</u> した場合	○ 医療機関や保健所の指示に従ってください。 ○ 治療が終わるまで出席停止とします。
②	児童生徒本人が <u>濃厚接触者</u> となった場合	○ 保健所の指示に従ってください。 ○ 同居する兄弟姉妹（小中学校に在籍）は、PCR検査の結果がわかるまで自宅待機とします。その場合は、「出席停止」となります。
	児童生徒本人が <u>接触者</u> となった場合	○ 保健所の指示に従ってください。 ○ 同居する兄弟姉妹（小中学校に在籍）は、保健所の指示に従ってください。登校を控える場合は、欠席ではなく「出席停止」とします。
	検査結果 検査結果が「陰性」の場合 ----- 検査結果が「陽性」の場合	○ 濃厚接触者の場合は、感染者との最終接触日から2週間を出席停止とします。 ○ 接触者の場合は、健康観察を継続しながら登校可能となります ----- ○ 「①児童生徒本人が新型コロナウイルスに感染した場合」と同様です。
③	<u>同居家族が</u> 新型コロナウイルスに <u>感染</u> した場合	○ 「②児童生徒本人が濃厚接触者となった場合」と同様です。
④	<u>同居家族が濃厚接触者</u> となった場合	○ 濃厚接触者のPCR検査の結果がわかるまで自宅待機とします。その場合は、「出席停止」となります。
⑤	<u>同居家族が接触者</u> となった場合	○ 保健所の指示に従ってください。登校を控える場合は、欠席ではなく「出席停止」とします。
⑥	<u>本人の発熱</u> や <u>同居家族の風邪症状等</u> の場合	○ 医療機関に相談してください。その場合、欠席扱いとせず「出席停止」とします。